

贈与税の配偶者控除

長年連れ添った配偶者に自宅を贈与するときには、贈与税に大きな控除があるの聞きまじい。

結婚して20年以上の夫婦に認められるのが 贈与税の配偶者控除で、 控除額は最高2,000万円までです。

●長年連れ添った夫婦の間で、自分の住む不動産やその購入資金の贈与があったときは、最高2,000万円までの配偶者控除が認められます。この場合、贈与税の基礎控除の110万円も認められますから、合計2,110万円までは贈与税がかからないこととなります。

《贈与税の配偶者控除の適用要件》

- この贈与税の配偶者控除が受けられる条件は、次のとおりです。
 - ①婚姻期間が20年以上の夫婦間であること。
 - ②自宅やその購入資金の贈与であること。
 - ③贈与を受けた配偶者は、贈与された不動産を自分の住居として、これからもずっと居住する見込みであること。

配偶者に土地、家屋で贈与すると、相続税対策として有利です。

●この配偶者控除を使うにあたっては、金銭2,000万円でももちろんかまいません。しかし、土地、家屋を贈与することになれば、これらは相続税評価額で算定されますから、実際には2,000万円以上の価値があるものを有利に贈与できることとなります。相続税対策の一環として、この配偶者控除をじょうずに利用することをおすすめします。

たとえ ①自宅の全部を贈与する場合の税額を計算してみましょう。

時価8,000万円、相続税評価額3,500万円の自宅を、配偶者控除を使って全部贈与した場合の贈与税額を計算してみます。

- 課税価額 = (相続税評価額) 3,500万円
- 配偶者控除 = 2,000万円
- 基礎控除 = 110万円

$$\begin{aligned} \text{贈与税額} &= \left(\begin{array}{l} \text{課税価額} \\ \text{基礎控除} \end{array} (3,500\text{万円} - \begin{array}{l} \text{配偶者控除} \\ \text{控除額} \end{array} \langle 2,000\text{万円} + \\ &110\text{万円} \rangle) \times 50\% - 225\text{万円} \right. \\ &= 470\text{万円} \end{aligned}$$

※贈与税のくわしい計算方法については、66ページの質問42「贈与税」を参照してください。

（ 高額の自宅では、控除分を配偶者の
共有名義にすると有利です。 ）

●配偶者控除を使う自宅の贈与では、贈与する自宅の相続税評価額が節税の決め手になります。贈与税の税率より相続税の税率のほうがぐんと低くなっているの、自宅が高額の場合は全部を贈与するのではなく、控除額の合計である2,110万円を目安に一部分を贈与して、配偶者との共有名

義にしておくほうが有利になります。

この場合、土地のみ、家屋のみの贈与でもよいのですが、将来のことを考えると、土地、家屋を合せて贈与することをおすすめします。

たとえ ②共有名義にした場合の贈与税・相続税の合計額を計算してみましょう。

①の場合と同じ住宅を、控除の合計分額だけ贈与して共有名義とした場合の、贈与税と相続税の合計額を計算してみましょう。この場合、相続人は配偶者だけ、相続財産はその自宅だけとします。

④贈与のとき

$$\begin{aligned} \text{課税価額} &= (\text{相続税評価額}) 2,110\text{万円} \\ \text{贈与税額} &= \text{配偶者控除と基礎控除の合計額} \\ &\text{内なので非課税} \end{aligned}$$

⑤相続のとき

$$\begin{aligned} \text{相続財産の課税価額} \\ &= \begin{array}{l} \text{住宅の相続税評価額} \\ \text{配偶者の持ち分の相続税評価額} \end{array} \\ &= 3,500\text{万円} - 2,110\text{万円} = 1,390\text{万円} \end{aligned}$$

相続税の基礎控除 = 6,000万円

$$\begin{aligned} \text{定額控除} &= \text{法定相続人1人分} \\ &= (5,000\text{万円} + 1,000\text{万円}) \end{aligned}$$

相続税額 = 課税価格が基礎控除の範囲内なので非課税

●2,110万円分を生前贈与することによって、相続財産の課税価額が減り、基礎控除の6,000万円がさらに有効に使えます。

注意：この計算は、贈与と相続時の評価額を一定にして算出していますが、贈与と相続の時間のずれを考慮すれば、評価額が変化することもあり、当然課税価額が異なることもあります。また、相続税の配偶者の税額軽減額等も考慮していません。

※なお、相続税の計算のしかたについては、90ページの質問58「相続税の計算」でくわしく説明してあります。